

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
9	令和5年 9月19日	琵琶湖岸緑地公園 の駐車場一部有料 化の取組の目的を 再度確認し、有料 化以外のマナー向 上の手段の検討か らやり直すことに ついて		<p>【陳情の趣旨および理由】</p> <p>滋賀県都市計画課は今年の5月に、利用マナー悪化による維持管理費用増加への対応策として駐車場の有料化実験を行った。その時の目的は「利用者に相応の負担をしていただきながら施設の利便性と快適性の向上を図りマナー良く利用していただく」というものだった。</p> <p>しかし、県議会の知事答弁によると、5月の実験結果は25万円の赤字だった。県民は有料化で財源が確保され、施設の利便性と快適性が向上すると思ったから5月の実験の段階では一定の理解を示してきた。それが有料化で持ち出しのほうが増え、さらに県税が投入されるのであれば全く話は違ってくる。また、都市計画課は7月26日の常任委員会の答弁で「有料化はマナー向上のための手段の一つ。南湖東岸のマナーが特に酷い」と言っている。有料化の目的はいつの間にかマナー向上に一本化されていて、まるで有料化以外にマナー向上の手段がないかのような議論がされている。</p> <p>一方で指定管理者の募集要項においては「志那2と志那3でゲートつきの24時間体制の駐車場有料化の提案を指定管理者の自主事業としてする」よう応募者に求めている。また下阪本や南三ツ谷でも駐車場有料化の社会実験を求める等、さして問題のない南湖東岸以外にも社会実験の対象地を拡大している。不十分な5月の社会実験に全く反省することなく結論ありきで、もはや駐車場を有料化することが目的とすら感じる事態となっている。議会は、肝心の金勘定は指定管理者に丸投げで有料化を目的とする当局を制すると共に、有料化以外のマナー向上の手段を真剣に考えるよう当局宛て求められることを要望する。</p>	土木交 通・警 察・企 業常任 委員会

# 陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
10	令和5年 9月19日	湖岸緑地南湖東岸 地区の来年度以降 の指定管理者の募 集要項の条件に記 載されている「志 那2、志那3の駐 車場有料化の取組 提案」は時期尚早 に過ぎるため都市 計画課に再考を要 請することについ て		<p>【陳情の趣旨および理由】</p> <p>5月に志那2で行われた駐車場有料化社会実験利用者アンケートは、あくまでも事前予約で当日確実にとめられることを担保される内容が評価されての「有料化賛成多数」であった。一般利用者アンケートは反対多数だった。しかし、8月に公開された次期指定管理者の募集要項では、「志那2、志那3についてゲートを設けた24時間体制の有料駐車場にするように提案して下さい」と書かれている。5月の実験結果と全く違う方式の有料化の提案を何の根拠もなく求めている。多大な社会的犠牲を払って行われた5月の実験はあまりに得られたものが少なく、有料化ニーズは699人と連休中の全利用者の1%に満たない人数だということだけだった。</p> <p>こうした合理性に欠ける強引なやり方での有料化導入は断じて容認できない。経緯として、7月26日にわざわざ開かれた土木交通・警察・企業常任委員会の後押しがあったようである。委員会は、その本分の審査、調査、慎重な審議に徹し、決して結論ありきの有料化に加担することなく公正で慎重な議事進行にあたられたい。</p>	土木交 通・警 察・企 業常 任委 員会

## 陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
1 1	令和 5 年 9 月 1 9 日	滋賀県都市計画課 が進めようとして いる琵琶湖岸緑地 公園の駐車場有料 化はバーベキュー 利用者のマナー問 題の解決の為であ るといふ原点に帰 って再考すること について		<p>【陳情の趣旨および理由】</p> <p>春の社会実験の際の説明では駐車場有料化は「バーベキュー利用などで多くの人を訪れ、マナーの悪い行為で維持管理費用が嵩んでいることへの解決策」というものだった。</p> <p>実験の中で手ぶらでバーベキューを実施するなどからもバーベキューの問題が対象であることは都市計画課も十分に把握していたはずである。また、志那2の有料駐車場アンケートでも8割がバーベキュー利用者であることから、社会実験利用者の大多数がバーベキュー利用者であることが示された。</p> <p>それにも関わらず、連休など混雑日にはバーベキュー客が邪魔なので利用を控えている他の目的での公園利用者からも一律に負担を求めようとしている。本来はバーベキュー利用を制限するなどの管理上の対応をするべきところ、その対応が出来ていない。こうした行政の怠慢を、問題をすり替えて他の利用者に転嫁するのは道理に反する。公園の日常的な利用者はバーベキュー利用者だけではない。滋賀県議会においては、問題の根本がバーベキュー利用者であり駐車場利用者ではないことを確認の上、都市計画課に問題のすり替えをやめて本来の目的であるバーベキュー利用者への対応策を考え直すよう求められたい。</p> <p>また、アウトドアブームがやがて過ぎ去ったとき、一時のブームに惑わされて性急に過剰な設備導入をした結果、赤字運営となった場合の責任は誰が取るのか、責任の所在も併せて議事の中で県民に分かるよう明確にしていきたい。</p>	土木交 通・警 察・企 業常任 委員会

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
1 2	令和 5 年 9 月 2 1 日	琵琶湖岸緑地公園 の有料化は駐車場 ではなく、キャン プ・バーベキュー 利用者を対象にし たものにして検討 をすすめることに ついて		<p>【陳情の趣旨および理由】</p> <p>滋賀県都市計画課は、キャンプ・バーベキュー等の利用者増に伴い、炭・ゴミの放置や施設の汚損が散見され維持管理コストが嵩んでいるとして、駐車場の有料化を進めようとしている。キャンプ・バーベキュー利用者が維持管理コストを増やしているのであれば、キャンプ・バーベキュー利用者から負担を求めるのが筋である。駐車場の維持管理にはコストはかかっていない。それなのに一律全ての駐車場利用者から負担を求めるのはおかしい。多様な利用を前提にした親水空間をバーベキュー場にするのもおかしいが、百歩譲っても都市計画課とバーベキュー利用者間で有料云々はやってもらいたい。静かにつつましく利用している者を巻き込まないでいただきたい。</p> <p>加えて、特にバーベキューは大人数で利用する傾向にある。クルマ 1 台から徴収するとなると、混雑を回避して有料駐車場を利用する場合、周辺の無料の駐車場で待ち合わせ、駐車して 1 台のクルマに相乗りして有料駐車場を利用するなどの問題が想定される。クルマ 1 台ごとに徴収するよりも人数ごとに料金を徴収した方が回収効率は高い。集金は人を使つてのものになるが、無人で駐車場を有料化するより監視の目が行き届く分、マナー向上に資する部分は大きい。管理棟など設備を設けると固定費は発生するが、プレハブや臨時のテントなど最小限の設備にすれば固定費の圧縮と休日など混雑日に的を絞った料金徴収など弾力的運用が可能である。料金ゲート設備を設けてしまうと固定費の圧縮も弾力的運用もしづらい。議会は有料化をするのであれば駐車場ではなく、キャンプ・バーベキュー利用者から負担を求める仕組みを考えるよう都市計画課宛てに要求していただきたい。</p>	土木交 通・警 察・企 業常任 委員会